

品川区養護老人ホーム入所判定委員会設置運営要綱

制定	昭和62年1月26日	要綱第77号
改正	平成4年4月1日	要綱第2号
改正	平成5年4月1日	要綱第12号
改正	平成9年4月1日	要綱第3号
改正	平成12年4月1日	要綱第4号
改正	平成13年4月1日	要綱第121号
改正	平成16年5月18日	要綱第84号
改正	平成21年3月31日	要綱第231号
改正	平成27年3月31日	要綱第277号
改正	平成31年4月1日	要綱第124号

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条第1項第1号に規定する措置事務の適正な実施を確保するため、福祉事務所に品川区養護老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討を行い、その結果を福祉事務所長（以下「所長」という。）に報告する。

- (1) 法第11条第1項第1号に規定する措置（以下「入所措置」という。）の要否に関すること。
- (2) 所長が、入所措置の継続について判定の必要があると認めた者に係る入所措置継続の要否に関すること。
- (3) 第1号で要と判定された者に係る入所するまでの間の在宅処遇の方針に関すること。
- (4) 第1号で否と判定された者に係る処遇の方針に関すること。
- (5) その他所長が必要と認める事項。

(構成)

第3条 委員会は、学識経験者、社会福祉法人の職員、民生委員および区に勤務する職員の中から、所長が任命または委嘱する委員9名をもって構成する。

(任期)

第4条 委員（区に勤務する職員の中から任命された委員を除く。）の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第5条 委員会は、所長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開催することができない。
- 3 委員会の審査は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員長および副委員長)

第6条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、福祉部長とし、副委員長は、委員の互選とする。

- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(措置の基準)

第7条 第2条に規定する入所措置および入所措置継続の要否判定は、別紙1「措置の基準」による。

(報告)

第8条 委員会は、第2条に規定する報告をするときは、別紙2「養護老人ホーム入所判定審査票」(以下「審査票」という。)によるものとする。

(緊急入所措置)

第9条 所長は、緊急やむを得ないと認める場合、委員会の判定をまたずに入所措置をとることができる。

- 2 前項の措置をとった場合、所長は、次回の委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

措置の基準

1 養護老人ホーム

法第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、老人を養護老人ホームに入所させ、また、入所を委託する措置は、当該老人が次の（１）および（２）のいずれにも該当する場合に行うものとする。

（１）身体上、精神上又は、環境上の事情については、次のアに該当し、かつ、イ～オのいずれかの事項に該当すること。

事 項	基 準
ア 健康状態	入院加療を要する病態ではないこと。
イ 日常生活動作の状況	伝染病疾患を有し、他の被措置者に伝染させる恐れがないこと。 入所判定審査票による日常生活動作事項のうち、一部介助が 1 項目以上あり、かつ、その老人の世話をを行う養護者等がないか、又はあっても適切に行うことができないと認められること。
ウ 精神の状況	入所判定審査票による認知症等精神障害の問題が軽度であって、日常生活に支障があり、かつ、その老人の世話をを行う養護者がないか、又はあっても適切に行うことができないと認められること。
エ 家族の状況	家族又は家族以外の同居者との同居の継続が老人の心身を著しく害すると認められること。
オ 住居の状況	住居がないか、又は、住居があってもそれが狭あいである等環境が劣悪な状況にあるため、老人の心身を著しく害すると認められること。

（２）経済的事項については、老人福祉法施行令第 6 条に規定する事項に該当すること。

2 特別養護老人ホーム

法第 11 条第 2 項の規定により、老人を特別養護老人ホームに入所させ、また、入所を委託する措置は、当該老人が次の（１）に該当し、かつ、（２）又は（３）のいずれにも該当する場合に行うものとする。

事 項	基 準
(1) 健康状態	入院加療を要する病態ではないこと。
(2) 日常生活動作の状況	伝染病疾患を有し、他の被措置者に伝染させる恐れがないこと。 入所判定審査票による日常生活動作事項のうち、全介助が 1 項目以上および一部介助が 2 項目以上あり、かつ、その状態が継続すると認められること。
(3) 精神の状況	入所判定審査票による認知症等精神障害の問題が重度又は中度に該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。 ただし、著しい精神障害および問題行動のため医療処遇が適当な者を除く。

5. 住居の状況		
6. 経済的状況（区民税の課税状況）		
生計中心者の氏名		ア. 生活保護法による被保護世帯 イ. 区民税非課税世帯 ウ. 区民税課税世帯（(ア)均等割（イ）所得割） エ. 所得税課税世帯
7. 在宅サービスの利用状況		8. その他特記事項

9. 総合判定					
(1)医学による判定	(2)日常生活動作による判定	(3)精神状況（問題行動）による判定	(4)経済的状況による判定	(5)家族および住居の状況による判定	(6)総合判定
ア. 要入院 イ. 要通院	ア. 養護老人ホームの対象 イ. 特別養護老人ホームの対象	ア. 著しい問題行動あり（要入院） イ. 問題行動あり（ア）養護老人ホームの対象 （イ）特別養護老人ホームの対象	ア. 養護老人ホームの対象 イ. 養護老人ホームの対象外	ア. 養護老人ホームの対象 イ. 養護老人ホームの対象外	ア. 要入院 イ. 養護老人ホームの対象
ウ. 入院の必要なし	ウ. 老人ホーム入所の対象外	ウ. 問題行動なし			ウ. 特別養護老人ホーム入所対象 エ. 老人ホーム入所の対象外

(意見)

10. 今後の処遇方針